

第22回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成20年10月3日(金)に「第22回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が開催されました。当日は報告として、前回(第21回)委員会審議のまとめがなされ、また前回に引き続き、基本理念・基本方針、ガイドライン、及びガイドライン制定後の委員会審査について審議されました。



▲ 第22回河川保全利用委員会

開催日時：平成20年10月3日(金) 13:30～16:15

場 所：野洲市中央公民館 第1集会室

参加者数：委員6名 河川管理者3名 傍聴者9名

議事次第

1. 開 会
2. 議 事
 - 1) 第21回委員会活動の整理事項
 - 2) 基本理念・基本方針について
 - 3) ガイドラインについて
 - 4) ガイドライン制定後の委員会審査について
 - 5) その他
3. その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. 閉 会

配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 第21回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・ 第21回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・ 基本理念と基本方針について
- ・ ガイドラインについて
- ・ 審査表について
- ・ ガイドライン制定後の委員会審査について
- ・ 委員任期の延長について
- ・ 今後のスケジュールについて

第22回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 審議の概要

1. 基本理念と基本方針について

前回委員会での委員意見を反映した修正案を事務局より提示し、その修正案について審議が行われました。委員からは以下のような意見が出されました。

【前 文】

- ・ 「なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。」とあるが、書くまでもないことだと思われる。

【基本理念】

- ・ 「残された」という表現はそぐわないので修正した方がよい。
- ・ 具体的な利用形態は、基本理念と基本方針を踏まえて出てくるものなので、基本理念の中に入れるのではなく、基本方針の後に入れた方がよい。
- ・ 具体的な利用形態の「(6)自由使用と自己管理のもとでの利用」は削除するか、必要ならば「この基本理念を踏まえた望ましい具体的な利用形態は、自由使用と自己管理を原則として以下のものが挙げられる」と文章に盛り込んではどうか。
- ・ 自然を修復、回復していくということを基本理念の文章に追加して、考え方を明確にした方がよい。ただし、書きすぎると基本理念としてふさわしくなくなるので注意が必要である。

【基本方針】

- ・ (5)で「関係住民間」という言葉があるが、「関係者間」の方がよいのではないか。

今後の進め方としては、事務局にて今回の委員会で出された委員意見を反映した修正案を各委員へ事前に送付して意見をいただくというやりとりを行って、次回委員会にて最終案を示すこととなりました。

2. ガイドラインについて

【ガイドライン替わる名称について】

事務局より、「案-1 河川敷地占用許可申請・審査のガイドラインと手引き」、「案-2 河川敷地占用許可申請・審査の手引き」の2案が提示され、審議の結果、案-2が採用され、名称が確定しました。

【審査表について】

事務局から、前回委員会で出された委員意見を反映させた修正案が提示されました。それについて審議が行われ、委員から以下のような意見が出されました。

- ・ A22の書き方がわかりにくいので、区分Aの審査項目にA3を新たに設けて、そこで継続申請時に意見書の内容を反映し、改善されているか否かを判断することとする。
- ・ C14の「協調を試みる」という意味がわかりにくい。
- ・ C21で「月内変動」とあるが、月内での変動はあまりないと思われるので、変動様式を「時刻、曜日、季節」という形にした方がわかりやすいと思う。
- ・ D15で「生育生息環境」とあるが、環境用語では「生息・生育環境」なので修正すべきである。
- ・ 凡例は不要である。

今後の進め方としては、「基本理念・基本方針」と同様の手法で進めていくことになりました。

3. ガイドライン制定後の委員会審査について

前回委員会にてB案（河川管理者と委員会で審査項目を分担する案）、C案（審査項目全てを河川管理者が審査する案）、委員会は審査に関わらず河川管理者から審査結果の報告を受けて意見を述べる案を、今回の委員会にて引き続き審議することになっていました。しかし、河川管理者より「今後も委員会に諮問を行って、意見書の答申をいただきたい」との意見もあり、委員会が審査に関わらない案は審議の対象とせず、B案とC案について審議が行われ、その結果、B案を採用することが決定しました。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者から以下の質問がなされました。

- ・ グライダー訓練場の案件について、比較的早い時期に再度申請がなされると聞いたがどうなのか。
→そのような話は今のところ聞いておりません。（事務局回答）
- ・ 河川保全利用委員会は他の地域でも開催されているのか。
→淀川本川、宇治川、桂川、木津川、猪名川で開催されています。（事務局回答）

今後の委員会開催予定

- 第23回委員会 日時：平成20年12月4日(木) 9:00～12:45
場所：野洲市中央公民館 第1集会室

■主な審議内容

- ・ 基本理念・基本方針について
 - ・ 許可申請・審査の手引きについて
 - ・ 守山市3公園（小浜河川公園、改修記念公園、川田河川公園）審議（現地調査含む）
- ※審議内容については、進行の都合上、変更となる場合があります。

河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所） 委員会ニュース

第24号 2008年11月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）

【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

TEL:077-546-0844(代表) FAX:077-546-6840

ホームページ●<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/>

E-mail ●info@biwakokasen.go.jp